

【第7号議案】青少年活動推進の会会則破棄の件

「青少年活動推進の会会則」は平成6年4月1日に施行されました。
以来29年間一度も運用されないまま、今日に至っています。

地域の青少年育成活動は行政施策との関係が深く、近年この行政施策は大きく転換しています。青少年育成活動はその範囲が広く、一つは学校教育と二つ目は地域と行政が一体となった活動があります。この行政の施策が青少年健全育成から若者の社会的自立支援へと方向転換し、その主な活動が非行対策や団体育成へと変わって行き地域独自の施策が難しくなっており、会則を作ったものの29年間運用させていない事態となっています。

このため、今回一旦「会則」と「会則施行に伴う細則」を破棄し、青少年育成の新たな機運が高まったときに、新たに会則作成と青少年育成部長を選任したいと思えます。

※ 参考

青少年育成部の誕生について

横須賀市が平成18年に「青少年育成推進員」制度が発足し、その後町内会の担当者を選任し市に報告することとなった。この時に町内会規約「久村青少年活動推進の会会則」を作成し、青少年育成部長を山田直彦任命として現在に至っている。

久村青少年活動推進の会 会則

第1章 総 則

第1条 この会は、久村青少年活動推進の会と称し、事務所を久村町内会館内に置く。

第2条 この会は、町内地域の青少年関係諸団体及びその指導者の連絡調整並びに青少年の指導育成・保護に関する具体的施策の実施を図ることを目的とする。

第2章 組 織

第3条 この会は、久村町内会会員をもって組織する。

第4条 この会は、町内居住の下記の青少年関係役職者及びその代表者が運営にあたり、委員は当該役職を離れた時に辞任する。

この条文に関わる細則は、別に定めるところができる。

- 1、町内役員会
- 2、民生委員(児童委員)・保護司
- 3、青少年推進員・体育指導委員・少年補導員(青少年相談員)
- 4、PTA役員
- 5、子供役員・青年部役員・婦人部役員・体育部役員・防犯交通部役員
- 6、その他の役職者、この会において必要と認めたる者

第3章 役 員

第5条 この会は、次の役員及び常任委員を置く。

- 1、役 員

(1) 会 長	1 名	(2) 副会長	1 名
(3) 庶 務	1 名	(4) 会 計	1 名
(5) 監 事	1 名		
- 2、常任委員 若干名
- 3、相談役

相談役は、役員会において必要と認める時に置くことができる。

第6条 この会の役員及び常任委員は、次の任務にあたる。

- 1、会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3、庶務は、この会の庶務を司り、事務運営にあたる。
- 4、会計は、この会の金銭出納にあたる。
- 5、監事は、この会の会計事務を監査する。
- 6、常任委員は、この会の運営にあたる。

第7条 この会の役員を選出は、別に定める細則に従い、総会の承認を受ける。

規約改正の遍歴

平成 6年 4月 1日 施行

令和 6年 4月 1日 廃棄(今回)